

20.10.3

樞密院會議筆記

ル件

一 戰時教育令廢止ノ件
一 地方總監府官制等ノ廢止ニ關ス

一 戰時官吏服務令及文官懲戒戰時
特別廢止ノ件

昭和二十年十月三日(水曜日)午前十時十分開議
聖上臨御

出席員

平沼議長

清水副議長

親王

宣仁親王

二番

大臣

稔彦王内閣總理大臣
四番

米内海軍大臣 五番

小日山運輸大臣 六番

津島大藏大臣 七番

岩田司法大臣 八番

千石農林大臣 九番

山崎内務大臣 十番

中島商工大臣 十一番

松村厚生大臣 十二番

前田文部大臣 十三番

吉田外務大臣 十五番

顧問官

南 顧問官 十八番

潮 顧問官 廿二番

林 顧問官 廿三番

深井 顧問官 廿四番

竹越 顧問官 廿九番

三土 顧問官 三十番

伊澤 顧問官 卅一番

池田 顧問官 卅二番

泉二 顧問官 卅三番

野村顧問官

卅五番

百武顧問官

卅六番

本庄顧問官

卅七番

櫻内顧問官

卅八番

副席員

親王

雍仁親王

一番

崇仁親王

三番

大臣

下村陸軍大臣

十四番

顧問官

窪田顧問官

十七番

奈良顧問官

十九番

松井顧問官

二十番

菅原顧問官

廿一番

二上顧問官

廿五番

真野顧問官

廿六番

大島顧問官

廿七番

小幡顧問官

廿八番

平生顧問官

卅四番

芳澤顧問官

卅九番

委員

村瀬法制局長官

佐藤法制局参事官

以上各件ニ付

入江内務省地方局長

地方總監府官制等ノ發止ニ關スル件ニ付

大村文部次官

戰時教育令發止ノ件ニ付

報告員

石黒書記官長

書記官

諸橋書記官

高辻書記官

議長

(平沼)

之ヨリ會議ヲ開ク

戰時官吏服務令及文官懲戒戰時特例廢止ノ件

戰時教育令廢止ノ件

地方總監府官制等ノ廢止ニ關スル件

以上三件ヲ一括シテ議題ニ供ス第一讀會ヲ開キ朗讀ハ之ヲ省略シテ直ニ審査報告ヲ爲

サシム

報告員 (石黒)

謹デ今回御諮詢ノ案件ニ付審査

シタルニ政府當局ノ説明ニ依レバ其ノ要旨

次ノ如シ

第一 戰時官吏服務令及文官懲戒戰時特

廢止ノ件

標記ノ二勅令ハ孰レモ大東亞戰爭ノ戰

正ニ熾烈ヲ加ヘタル昭和十九年一月制

實施セラレタルモノニシテ其ノ中戰時

吏服務令ハ官吏服務紀律ノ戰時下ニ於

ル精神ヲ具體化シ戰時ニ於テ官吏が實踐

躬行スベキ事項ヲ特記シテ其ノ嚮フベキ

方途ヲ闡明シ以テ征戰完遂ニ遺憾ナキヲ

期シ、文官懲戒戰時特例ハ右ノ戰時官吏服

務令ノ制定ト相伴テ大東亞戰爭中ニ於ケ

ル官吏ノ服務ヲ嚴ニスル趣旨ニ依リ其ノ

必罰ヲ勵行シ以テ戰時下ニ於ケル綱紀ノ

振肅ヲ圖ラントシタルモノナルが今回終

戰ニ伴ヒ孰レモ之が存續ハ其ノ意義ヲ失

フニ至リタルニ由リ茲ニ本件ヲ以テ此等

ノ二勅令ヲ廢止シ併セテ昭和二十年勅令

第三百二十三號

(官吏及官吏待遇者ノ懲戒ノ件)

中ニ所要

ノ改正ヲ施サントスルモノナリ而シテ此

ノ勅令ハ大東亞戦争中ニ於ケル官吏及官
吏待遇者ノ懲戒手續等ニ關スル戦時特
トシテ懲戒處分ノ手續ノ簡捷化及懲戒處
分ノ職權移譲ヲ定メタルモノナルガ本
ハ等シク大東亞戦争中ノ制度ナレドモ戰
時官吏服務令ノ如ク征戰完遂ヲ標榜ス
モノニ非ズ又今回廢止セントスル同令
必ズシテ前提トスルモノニ非ザルヲ以テ
當分ノ間之ヲ存置スル旨當局ヨリ辯明ア
リタリ

第二 戦時教育令廢止ノ件

戦時教育令ハ本年五月戦局ノ危急ニ際シ
畏クモ特別ノ上諭ヲ拜シ制定セラレタル
モノニシテ戦時ニ於ケル教育ノ目標並ニ
教職員及学徒ノ使命ヲ明ニシ以テ其ノ士
氣ノ昂揚ヲ圖リ同時ニ戦争ニ直結スル學
校教育ノ運営上必要ナル措置ヲ講ジタル
モノナルが大東亞戦争ノ終結ト共ニ之ガ
存續ノ意義亦消滅シタルニ由リ茲ニ本件
ヲ以テ右勅令ヲ廢止スルト共ニ經過規定

トシテ學徒ニシテ戰時緊切ナル要務ニ堪
身シ本業勅令施行前死亡シ又ハ傷痍ヲ受
ケタルモノノ卒業ニ關シテハ仍從前ノ例
ニ依ル旨ヲ定メントスルモノナリ

第三 地方總監府官制等ノ廢止ニ關スル條

地方總監府ハ本年六月大東亞戰爭ノ急激
セル事態ニ對處シ各軍管區ニ於ケル國
防衛作戰ト緊密ナル連繫ヲ保持シツツ各
般ノ地方行政ノ統轄ニ當リ且中央ニ代リ
現地ニ於テ應機敏速ナル政務ノ處理ニ當

ラシメンガ爲設ケラレタル純戰時機構ニ
シテ其ノ所掌ノ重大ナルニ鑑ミ特ニ親任
ノ總監ヲ置キ又之ガ補佐機構トシテ勅任
ノ副總監以下相當ノ職員ヲ配シタルガ終
戰ノ今日ニ於テハ存置ノ要ナキニ至リ夕
ルニ由リ茲ニ本件ヲ以テ之ヲ廢止シ併セ
テ地方總監ノ監督ニ關スル件其ノ他右ノ
機構ニ關聯スル諸勅令ヲ廢止セントスル
モノナリ而シテ今後ニ於テモ地方ニ於ケ
ル各般ノ行政ノ綜合連絡調整ハ仍之ガ必

要ヲ認メラルルヲ以テ政府ハ別案ヲ以テ
地方行政事務局ナル簡素ナル機構ヲ設置
シ之ニ同局長官及各地地方官衙ノ長ヲ以
組織スル地方行政連絡會議ヲ附置セシ
スル旨當局ヨリ説明アリタリ
按ズルニ本案ノ三件ハ孰レモ大東亞戦争
終結ニ伴ヒ存續ノ要ナキニ至リタル戦時規
程ヲ廢止セントスルモノニシテ妥當ノ措置
ト認メラルルニ由リ孰レモ此ノ儘之ヲ可決
セラレ然ルベシト思料ス

右謹デ審査ノ結果ヲ報告ス

二十二番 (題) 本件ノ諸勅令廢止ニ付テハ本官

之ヲ疑問トセザルモ廢止後ノ措置ニ付テハ

各件ニ付疑念トスル所アリ茲ニハ主トシテ

戦時官吏服務令廢止後ノ措置ニ關シ御尋ネ

致シタシ本令ハ戦時ノ必要ニ應ジ設ケラレ

タル戦時規程ナレバ今日之ヲ廢止スルハ蓋

シ當然ト謂フベシ然リト雖モ之ガ内容ヲ檢

討スレバ必ズシモ戦時ニ限ラズ常時ニ於テ

モ官吏ニ於テ拳々服膺スベキ事項ノ存スル

モノアリト思料セラレ假令本令茲ニ廢止セ
ラルルモ本令ノ精神ハ將來ニ亘リ飽ク迄
之ヲ持續致シタシ而シテ最近官界ニ對ス
世論ハ囂々タルモノアリ官吏ニノミ其ノ
ヲ歸スルハ酷ニ失スルモノナシトセザル
官界ニ於テ是正スベキ諸點ニ付テハ政府
於テ之ガ匡正ニ付考慮ヲ拂フヲ必要トス
シ就テハ茲ニ聯想セラルルハ現行ノ官吏服
務規律ニシテ同令ハ其ノ内容殆ド間然スル
所ナキガ如シト雖モ制定以來何分ニモ年所

ヲ經豫テヨリ其ノ改正ニ付論議セラレ來リ
現ニ客年戰時官吏服務令御諮詢ニ際スル本
院審査委員會ニ於テモ討議セラレタル所ナ
リキ前述ノ世論ニ顧ミ如上ノ事情ニ照シ寧
口此ノ際官吏ノ服務ニ付テハ各般ニ亘リ檢
討ヲ加ヘ新シキ事態ニ即シ適切ナル規程ヲ
設クルコト妥當ナリト思料セラル元ヨリ一
勅令ノ制定ニ依リ官界刷新ノ實ヲ揚ゲ得ベ
シト信ズルモノニ非ザルモ將來官界ノ擔フ
ベキ使命及責任ハ愈々複雑且重大トナルベ

キニ由リ茲ニ礎石ヲ打樹テ官吏ノ再出發
圖ラシコト蓋シ現在ニ於ケル政策上考慮
辨フベキ一點ナルベシ斯クテ本官ハ戰時
吏服務令廢止後ノ措置ニ付政府ノ説明ヲ
ハント欲スルナリ

四番 (森秀三)

官吏制度及行政機構ノ改革ニ付

ハ政府ニ於テモ其ノ必要ヲ認メ閣僚中ヨ
五名ノ委員ヲ選定シ目下銳意研究中ナリ成
案ヲ得次第之ヲ實施ニ移スベシ右ノ外行政
整理ニ付テモ内閣ヲ中心トシ考究中ニシテ

之亦成案ヲ得次第實行ニ移サント欲ス細目
ノ點ニ至リテハ委員ヲシテ之ヲ説明セシム
ベシ

二十二番 (新)

明確ナル御答辯ヲ得テ克ク諒得

二十四番 (深井)

本案ノ關聯事項トシテ一點尙

ヒタシ戰時教育令ノ廢止ハ新事態ニ對スル
文教方面ノ種々ナル施策ノ一端ナリト思料
ス而シテ曩ニ文部省ヨリ發表セラレタル新
方針ハ概ネ本官ノ共鳴スル所ナルガ新事態

ニ於テ反省スベキ點アリトスレバ國史ニ付
テモ其ノ考察ヲ新ニスルノ要アラシ本官
各種文教上ノ施設ノ一トシテ國史編修ノ
針ニ付再檢討ノ上之ニ反省ヲ加フルノ要
ルベシト思料スルモ政府ノ所見果シテ如何
去ル八月内閣更迭ニ當リ急遽右國史編修
關スル人事發表セラレ奇異ノ感ヲ抱キ夕
ヲ以テ念ノ爲此ノ質問ヲ發スル次第ナリ
十三番 (前思) 國史編修ノコトニ關シテハ内閣
更迭ノ間際ニ前内閣ニ於テ定メタル所ヲ引

繼ギ夕リ國史ノ編修ハ結局ニ於テ國體明徴
ニ寄與スルコト謂フ迄モナキ所ナルが其ノ
研究ヲ進ムルニ當リテハ檢討ヲ要スルモノ
アルベク今後慎重ナル態度ヲ以テ此ノ業ニ
當ルコトト致シタシ
議長 (平沼) 他ニ御發言ナキ故第二讀會以下ヲ
省略シテ直ニ採決スベシ本案賛成ノ各位ノ
起立ヲ請フ
(全員起立)
議長 (平沼) 全會一致可決セラレタリ

本日ハ之ニテ閉會ス

聖上入御

(午前十時三十分閉會)

議長男爵

書記官長 石黒武重

書記官

諸務 高辻正巳